

4 シール式受療証

(1) シール式受療証の申請

新規申請

新規に補助制度の利用を希望される被保険者は、利用者（被保険者）の申請によってシール式受療証を発行、交付します。施術する毎にシール式受療証のシールを補助金請求明細書へ貼り付け、剥がした部分へ施術日の記入、ゴム印の押印が必要になります。

«申請方法»

【区役所での窓口申請】

お住まいの区役所の国保年金課に受療証交付申請書が備え付けてあります。利用者（被保険者）ご自身が国民健康保険または後期高齢者医療制度の資格確認書または資格情報のお知らせを持参の上、シール式受療証の交付申請を行ってください。

【施術所での郵送申請】

指定を受けたはり、きゅう師の従事する施術所に受療証交付申請書と返信用封筒（保険年金課宛）を置いている場合があります。その場合は必要事項を被保険者本人が記入の上、返信用封筒を利用し郵送で受療証交付申請を行うことが可能です。

【被保険者が施術所に置いている申請書を利用して申請する場合の留意事項】

- 必ず申請書の裏側の「補助制度を利用するに当たっての注意事項」を承知した上で申請書に記入、提出させてください。
- 施術所が預かって送付する場合、預かる度に送付してください。1か月分まとめて送付することはしないでください。

«シール式受療証の交付»

シール式受療証の交付は区役所での窓口申請、施術所での郵送申請に関わらず、利用者の住所地への郵送によるものとします。即日の発行には対応しておりません。

翌年度の受療証について

一定期間利用実績のない方には発行しません。受療証の発送がなく翌年度も利用を希望される方は、ご自身で申請していただくことになります。一定期間利用実績のある被保険者については、申請不要で、翌年度分の受療証を交付することとしています。次に該当する方は翌年度分の受療証の交付申請をしていただく必要がありますのでご注意ください。

（再度受療証の交付申請が必要となる場合）

- すでに受療証をお持ちの方が3月のみ施術を受けた場合
- 3月に新規に受療証の交付申請を行なった場合（翌年度分の受療証の交付申請を同時に行った方は除く。）
- 施術所からの請求事務が遅れたことにより、更新処理を行う月（3月）までに利用実績が把握できなかった場合

再交付

年度途中で紛失、棄損等のため再交付を希望する場合は、再交付申請を行っていただく必要があります。申請方法は新規申請の窓口申請と同じ方法です。

受療証をお持ちの方の保険の種類（国保または後期）が変わる場合の取扱い

お手持ちの受療証の余白に、以下の内容を手書き等でご記入の上、3月31日まで利用継続してください。※シール部分には何も記入しないでください。

- ・保険の種類（「後期」、「国保」）
- ・被保険者番号（後期へ変わる場合）または記号番号（国保へ変わる場合）

【保険者が変わった場合は次のとおりです】

- ・年齢が75歳に到達して国保から後期に移行する場合・・・（国保→後期）
- ・障害認定を受け未満後期申請で後期に加入する場合・・・（国保→後期）
- ・障害認定を取り消して未満後期を辞退する場合・・・（後期→国保）
- ・国保の場合は区間移動で記号番号が変わります。・・・（国保→国保）

年度途中で75歳になる方

有効期限は3月31日になっていますので、有効期限である翌年の3月31日まで利用を継続してください。その際、余白に後期高齢者医療制度の「保険の種別」「被保険者番号」を手書き等で記入してください。翌年度は記載内容を修正した新しい受療証を郵送交付します。

（2）注意事項

- ① 施術所はシール式受療証を預かってはいけません。
- ② 必ず受療証を確認したうえで施術・補助金請求をしてください。
- ③ 利用者の健康保険が北九州市国民健康保険、福岡県後期高齢者医療（北九州市内に住所を有する被保険者に限る。）以外に変わった場合は補助制度を利用できません。